

Ⅲ 高校生活についてⅡ（生活）

（１）生徒心得

学校生活を明るく、自分をいかして活動することは望ましいことです。そのためには、希望に満ちあふれている今、高校生としての自己の在り方をしっかりと見つめ、目的を持った高校生活を志して欲しいと願います。

学校は集団生活の場です。ルールを守り、目的達成のために生徒のみなさんが自覚を持って行動できるように以下の事項について、ご家庭でのご指導とご協力をお願いいたします。

1 基本的な生活習慣の確立について

高校生活を健康的に送るための基本は日常の生活習慣をしっかり身につけることです。特に本校では、「遅刻をしない」「あいさつをする」など基本的な生活習慣の確立を目指した生徒指導に取り組んでいます。

2 服装・頭髪等みだしなみ・所持品について

- (1) 服装、所持品の類、その他すべて流行に左右されることなく質素、清楚を旨とし、品位と内面の充実に努める。
- (2) 服装は、学校行事や学校より指示のある場合には、制服（標準服）を着用する。
 - ・制服（標準服）：冬服：ジャケット、スカート、スラックス、長袖ブラウス、長袖カッターシャツ、ネクタイ、学校指定セーター
 - ：夏服：スカート（冬と同型、夏生地）、スラックス（冬と同型、夏生地）、ポロシャツ
 - ・制服（標準服）の着用は、気候や体調等により、次の①～③の中から各自で選ぶこと。
 - ①冬服 ②夏服 ③長袖カッターシャツ（ブラウス）でネクタイ着用
 - ※①、③の時は、学校指定のセーター（紺色）を着用しても良い。
 - ・入学式、卒業式では冬服を着用する。これ以外の式典等でも冬服の着用を要する場合がある。
- (3) 登下校時の履き物は、運動靴等とする。
- (4) 制服（標準服）着用時のタイツ・ストッキングは無地で黒またはベージュとする。
- (5) 制服（標準服）着用時のベルトは黒色を基調とする派手でないものとする。
- (6) 頭髪は高校生らしい清潔、端正な髪型を心がけ、パーマメント、染色などの加工や加熱は禁止する。
- (7) 化粧、アクセサリー等は禁止する。
- (8) 学習や部活動に必要なものは学校に持参しない。
- (9) 生徒証は生徒の本校在学を証明するものである。生徒手帳も学校内外を問わず、常に携行すること。

3 登下校について

登下校時においても自分自身が社会の一員であることを忘れず、交通ルールを守り事故のないよう、また他人に迷惑をかけることのないよう十分注意し、以下の事項に留意すること。

- (1) 始業時刻は午前 8 時 35 分です。5 分前には教室に入り、授業を受ける準備をすること。
 - ※自転車通学生徒の登校時間の目安 1年 8 時 20 分まで 2年 8 時 25 分まで 3年 8 時 30 分まで
- (2) 登校後は許可なくして早退・外出することはできません。忘れ物などないように注意すること。
- (3) 通学は徒歩・自転車または公共交通機関の利用方法があります。自転車通学の承認や交通機関の定期購入については所定の手続きが必要となります。自転車通学は別掲の「自転車通学の手続きについて」を参照し、交通機関の定期購入は「通学証明書」を事務室で申し込んでください。
- (4) 部活動等をしていない生徒の下校時刻は午後 4 時 50 分です。

4 単車等の禁止について

単車等の無断免許取得や無免許運転は絶対にしないこと。本校でも平成 4 年に男子生徒が単車乗車中に死亡するという痛ましい事故がありました。そこで本校では、「単車・自動車の運転免許をとらない」「単車・自動車を買わない」「単車・自動車に乗らない」「親は子供の要求に負けない」という重点課題を設けています。ご家庭でも命の尊さについて話し合わせ、ご協力をお願いいたします。

5 選挙運動および政治的活動について

改正公職選挙法が施行され、満 18 歳以上の選挙権を持つ人は公職選挙法に基づいた選挙運動が可能となっています。ただし、選挙権を有さない満 17 歳以下の人などの選挙運動は認められていません。選挙運動を除く政治的活動への参加は 17 歳以下でも可能です。本校では学校内での選挙運動や政治的活動はすべて禁止します。学校外での選挙運動や政治的活動への参加は可能であるため、参加するかどうかは本人または保護者の方の判断に任せ、学校への届け出も不要となりますが、よく考えて参加するようにしてください。もし、選挙運動において公職選挙法に違反した場合は法に基づく処分の対象になります。

一方で、自分が暮らしている地域の在り方や日本・世界の未来について調べ、考え、話し合うことによって、国家・社会の形成者として公共の精神を育み、社会に参画することも求められます。そのために、日々のホームルーム活動や生徒会活動を活発化させ、一人ひとりが自ら課題を見つけ、仲間とともに解決策を模索し、実行できる力を身につけてください。また、私たちの社会には様々な国籍や民族・文化・言語を持つ人々が暮らしており、互いの違いを認め合い、助け合って共に生きていくことが大切なことは心に留めておいてください。

6 アルバイトについて

アルバイトは原則として禁止します。高校生活のねらいは学業や部活動にあります。しかし、家庭の経済的事情によりやむを得ず行わなければならなくなった場合は必ず担任に相談してください。但し、許可されないこともあります。アルバイトの原則禁止については保護者の皆さまにご理解とご協力をお願いいたします。

7 学校から警察への相談・通報について

刑法犯で検挙または補導された少年の約 70%が中学・高校生という状況を背景に平成 16 年度から「学校通報制度」(生徒の逮捕された場合などに警察から学校へ連絡がある)が始まりました。平成 27 年 2 月の川崎市での中学生殺害事件等、学校と警察のより一層緊密な連携が求められ、全国的に学校・警察間の連携強化が進んでいます。このことから兵庫県としても校外を含めたトラブルに生徒が巻き込まれないよう、積極的に警察と連携していくことになりました。本校生も以下のことについては学校から警察へ相談、あるいは学校が先に認知した場合、通報をおこなうこととなりますのでお伝えいたします。

(1) 警察に相談する場合の例

- ※学校内外の者から暴行や傷害等を受けているおそれのある場合
- ※所在確認が取れず、安否が分からない場合
- ※ストーカーやデートDVに遭っているおそれのある場合
- ※児童買春・児童ポルノ禁止法や青少年愛護条例違反等の犯罪被害に遭うおそれのある場合

(2) 警察に通報する場合の例

- ※暴力事件や窃盗事件などの犯罪(触法事案)を行った場合
- ※暴走族や暴力団などの非行集団の一員となっている場合
- ※同級生や後輩等に対して非行グループへ加入するよう強制したり、万引き・恐喝等の犯罪を強要した場合

8 携帯電話およびスマートフォン等の持ち込みについて

本校では、令和 4 年 11 月より、校内においての携帯電話・スマートフォン等の使用規定を変更しました。生徒会が中心となり、職員と議論を重ねて変更に至りました。

つきましては、下記に示す「携帯電話・スマートフォン等の取り扱いに関する規則」について、お子様とご一読の上、マナーについて考え学ぶことができる良い機会としてください。また、違反があれば学校で指導いたしますが、その際は、ご家庭に連絡させていただきますので、ご家庭においてもご指導いただきますようお願いいたします。

● 携帯電話・スマートフォン等の取扱いに関する規則

- ① 平日の使用時間は8:45のチャイムがなるまで、及び各クラスの終礼終了からとする。
- ② 休日に学校に来る場合、担当の先生の指示に従って使用する。
- ③ 上記①と②の以外の時間は、電源OFFでカバンの中に入れておく。(マナーモード不可)
- ④ 上記①と②の状況で、他の生徒の迷惑にならない場所であれば使用可能とする。
- ⑤ 行事に関してはその都度指示がある。
- ⑥ イヤホンの使用は迷惑にならない使い方であれば可能とする。
- ⑦ 使用目的について制限はしないが、周りの人の迷惑にならないように使う(勉強している人の前で音を出す。SNS等に許可なく無断で画像を投稿するなど禁止)
- ⑧ 歩きスマホは禁止する。
- ⑨ 校外での使用にあたっては、「自転車の運転をしながら」、「歩きながら」、「イヤホン」など危険を招く恐れがある状況での使用や、校門前や通行の妨げになるような場所での使用、周囲に迷惑となるような使用方法など、法律やマナーに反する行為は禁止する。
- ⑩ 携帯電話・スマートフォン等は貴重品として取り扱うが、財布と同様に原則自己管理を行うこと。
- ⑪ 定期・課題考査においては、絶対に携帯電話・スマートフォン等を身に付けて受験しないこと。

※ 必ず電源OFFを確認し、鞆の中に入れておくこと。特に携帯電話・スマートフォン等を必要としない場合、考査期間中は持ち込まないよう心掛けるとよい。

(注意) 携帯電話・スマートフォン等を身に付けての受験(脱いだブレザーのポケットに入れていた場合も含む)は指導の対象となります。

※上記のルールはあえて少なくしています。「マナー」という問いについて、みんなで考えて新しい文化を築いていきましょう。

近年、自転車運転中の携帯電話・スマートフォン等の使用による事故で高額損害賠償請求される事例や、高校生の間でインターネットやLINE等のSNS(ソーシャルネットワークサービス)での深刻なトラブル(いじめなど)、被害・加害者となる事案が急増しており、学校としても危惧しているところであります。お子様の使用にあたっては、学校でも注意喚起を行ってまいります。ご家庭におかれましても今一度、家庭内外での使用状況のご確認とご指導をお願いいたします。

(2) 部活動その他について

1 部活動

部活動は学校教育活動の一環として、スポーツや文化的な取り組みに興味と関心を持つ生徒が顧問の指導のもと、自主的・自発的に活動するものです。学習活動だけでは得ることのできない豊かな人間性を育むためにも積極的に参加しましょう。また、本校では入学後すぐに「部活動体験週間」を設けています。大いに活用して高校生活を有意義な時間にしていきましょう。本校では以下の部活動があります。

〔運動関係〕 バスケットボール(男女)/バレーボール(男女)/ソフトボール(女)/ハンドボール(男)/卓球(男女)
サッカー(男)/硬式野球(男)/ソフトテニス(男女)/陸上競技(男女)/剣道(男女)/バトントワリング(女)
水泳(男女)

〔文化関係〕 美術/家庭科研究/科学研究(物理班・化学班・生物班・天文班)/写真/吹奏楽/茶華道/放送/演劇
E S S /書道/漫画研究/アコースティックギター/将棋/あまおだ地域応援隊

2 食堂について

食堂は午後の授業がある日に、定食・カレーライス・麺類・パン等を販売しています。所定の利用時間内にセルフサービスによって利用することになっています。

(3) 自転車通学の手続きについて

1 許可条件

希望者には自転車通学を許可しています。ただし、以下の①～⑤を満たすことを条件とします。

①損害賠償責任保険に加入していること。

※保険期間が入学時から3年間のもので、賠償保険金は高額のものが見込まれます。現在加入している保険期間が単年契約の場合は、必ず、更新手続きをお願いします。

②指定の鑑札（承認証番号シール）を後輪泥除けカバー等の確認しやすい所に貼り付けること。

③雨合羽上下、またはレインコート（長さは膝下/ポンチョは不可）を各自で準備し、検査(3年間着用できる丈夫な物を基準とし、サイズが体型に合っていないと判断した場合は再購入)を通った後、登下校時には常に携行し、雨天時に着用すること(傘さし運転は道路交通法違反)。入学者説明会後の物品購入において、業者による販売がありますのでご希望の方はご利用ください。

④ライト(オートライトが望ましい)、ブレーキ、鍵など整備点検されている安全な自転車であること。

⑤事故を誘発する運転として、信号無視やスマートフォンを使用しながらの運転で起こした事故などは危険行為に含まれます。また、兵庫県では全国で初めて自転車利用者に損害賠償保険の加入を義務づける条例が平成27年10月から施行されました。これは兵庫県内で自転車を利用する全ての人を対象で、未成年者の場合は保護者が保険に加入するよう義務づけた条例です。また、令和5年4月からは、ヘルメットの着用が努力義務となりました。この機会にご家庭でもご確認ください。

2 自転車通学承認に必要な書類と手順

① 『自転車通学承認願』『自転車通学承認証』(とじこみF,G)に必要事項を記入し、4月2日(火)提出。

② 油性ペンで名前を明記した雨合羽(レインコート)、鑑札代金(100円)を用意し、4月9日(火)確認・支払い。

3 駐輪場について

自転車は指定された場所に停めてください。新入生の駐輪場は屋根無しの場合への駐輪になりますのでご了承ください。